

消費税増税に関するお知らせ

2019年10月1日から、教習の料金にかかる消費税率は

8%⇒10%になります。

2019年10月1日以後、教習を始めるお客様の教習料金には、10%の消費税が適用されます。

また、2019年9月30日までに8%の消費税でお支払いされた教習料金（技能、学科、検定等）につきましても、**実際に教習を受ける時点での消費税率が適用**されます。そのため、2019年10月1日以後に実施した教習の料金（技能、学科、検定等）につきましては、**2%の増税分を別途お支払いいただくこととなります。**増税分はご卒業時に清算させていただきますので、2019年9月30日までにご卒業されたお客様につきましては適用されません。

